現所有者（納税義務者）申告書の記入方法

固定資産現所有者（納税義務者）申告書

令和○年△月□日

（あて先）加茂市長

固定資産税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、加茂市税条例第 62 条の 3 の規定に基づき、地方税法第 384 条の 3 に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

①所有者（被相続人）	フリガナ	かも たろう	死亡日（相続開始日）	令和○年△月□日
	氏名	加茂 太郎（生年月日 昭和15年 4月 1日）		
	住所	加茂市幸町二丁目X番X号		

		フリガナ / 氏名	被相続人との続柄	住所等	備考（持分）
現所有者（相続人）	②代表者	かも じろう 加茂 次郎 ㊞ （生年月日）大・㊐昭・平・令 45年 4月 1日 （個人番号 123456789012）	長男	〒959－1392 加茂市幸町二丁目X番X号 （電話 090 - 1234 - XXXX）	1/6
	③代表以外の現所有者（相続人）	かも はなこ 加茂 花子 （生年月日）大・㊐昭・平・令 20年 4月 1日	妻	〒959－1392 加茂市幸町二丁目X番X号	1/2
		いしかわ つばき 石川 椿 （生年月日）大・㊐昭・平・令 50年 4月 1日	長女	〒959－1334 加茂市狭口XXXX番地	1/6
		かも さぶろう 加茂 三郎 （生年月日）大・㊐昭・平・令 55年 4月 1日	次男	〒959－1392 加茂市幸町二丁目X番X号	1/6
		（生年月日）大・昭・平・令 年 月 日		〒 －	

④所有権移転（相続）登記	□済（ 年 月 日）	□手続中	☑予定（ 令和3年 7月頃）	□未定

⑤遺産分割した場合	遺産分割を受けた相続人氏名（フリガナ）	所在 町	所在 地番	物件	土地：地目・種類 / 家屋：家屋番号	地積 又は 床面積	備考
						㎡	
						㎡	
						㎡	

※遺産分割協議書のコピーを添付してください。

※相続登記が固定資産の賦課期日（1月1日）までに完了した場合は、登記の内容を優先します。

①被相続人

亡くなられた方の氏名・フリガナ・生年月日・死亡日・住所を記入してください。

②・③現所有者（相続人）

②欄には代表者、③欄にはそれ以外の**相続人全員**についてご記入ください。

※認印で差し支えございません。

※共有でお持ちになる場合、納税通知書を「（代表者）外○名」というお名前で代表者様へ送付させていただきます。

※相続放棄をする方は備考欄に「放棄」と書き、裁判所からの相続放棄申述受理通知書の写しを添付してください。

④所有権移転登記（相続登記）

該当箇所に✔をいれてください。

登記がお済みの場合は登記の受付日、登記予定の場合は予定の月まで記入してください。

⑤遺産分割した場合

遺産分割した場合、どの物件を誰が相続するかをご記入ください。

また、遺産分割協議書の写しを添付してください。

名寄帳について

故人の所有していた固定資産の名寄帳を添付いたします。名寄帳には故人が加茂市内に所有していた土地・家屋が一覧になって記載されていますので、ご確認のうえご記入ください。

・ 共 有 物 件 ： 右端の欄に「～外○名」と表記されているものが共有物件となります。また、分数（○/○）は故人の持ち分です。

・ 先代名義など ： 上記の他に個人名の記載がある場合、故人ではなくその方の名義で登記簿上に登録されている事を表します。

・ 未登記家屋 ： 家屋番号の欄に記載がない家屋は、未登記家屋（登記されていない家屋）となります。
所有者（納税義務者）を変更される場合は、法務局で新たに登記を行うか、市役所へ未登記家屋所有者変更届を提出する必要がございますのでご注意ください。
なお、この申告書を提出して頂いた場合、変更届は必要ございません。

―（注意事項）―

1. 加茂市税条例第 62 条の 3 の規定により、現所有者（相続人）は現所有者であることを知った日（被相続人の死亡日）から 3 月を経過した日までにこの申告書を市長に提出しなければなりません。
2. この申告に基づき翌年度の固定資産税台帳の所有者を変更します。
3. この申告や未登記家屋所有者変更届では、登記簿上の所有者（登記名義人）は変わりません。
4. 相続登記等により登記名義人が変更になった場合は、この申告に関わらず登記名義人が翌年度の所有者となります。

【提出先・問合せ先】
〒 959-1392
新潟県加茂市幸町2丁目3番5号
加茂市税務課資産税係
℡ 0256－52－0080（内線 124・127）